

論 説

損害賠償請求権の消滅時効と債権法改正

仮 屋 篤 子

- 一 はじめに
- 二 これまでの判例・学説における現行の起算点の解釈
- 三 改正法案における長期消滅時効の起算点の検討
——債務不履行に基づく損害賠償請求権との関係を中心に——
- 四 検討及びまとめ

一 はじめに

この度の債権法改正において、時効規定の大幅な変更があった。職業別の短期消滅時効が廃止され、時効期間の大幅な単純化・統一化が図られている。また、不法行為に基づく損害賠償請求権の期間制限につき、現行民法724条後段の長期の期間制限について、これまでその性質を除斥期間とする判例が確定していたところ、これに反し消滅時効とする案が固まったようである。

現行民法の立法当初は、現行民法724条後段の期間も「消滅時効」であると考えられていた。このことは、法典調査会に提出された原案において、現行民法724条後段の部分が具体的な年数を挙げるのではなく「但し第167条の適用を妨げず」というものであって、不法行為の場合にも一般債権の消滅時効を適用するという趣旨であったことからもうかがわれる。そのため、現行民法施行後昭和初期までは、20年の期間制限も消滅時効で

あると解されていたが、その後、除斥期間と理解すべきであるという考えが登場した。

判例は、現行民法724条が規定している両期間制限を、双方とも消滅時効と解することは、「不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図する同条の規定の趣旨に沿わず、むしろ同条の3年の時効は損害および加害者の認識という被害者側の主観的な事情によってその完成が左右されるが、同条後段の20年の期間は被害者側の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたものと解するのが相当である」として、長期の期間制限を除斥期間と解して⁽¹⁾きた。これを今回の改正において、改正法案724条2号は、「20年の期間が消滅時効期間であることを明示したものである（改正前民法下で除斥期間構成をとっていた判例法理の不採用）」⁽²⁾としている。

また、改正法案は、生命・身体侵害による損害賠償請求権について、不法行為の場合にも債務不履行の場合にも、ともに特則を設け、主観的起算点からの短期消滅時効期間を5年、客観的起算点からの長期消滅時効期間を20年としたものである（改正法案167条、改正法案724条の2）。

消滅時効説の採用により、現行724条後段の下で問題となっていた論点のうちの一部については、解決されると考えられる。しかし依然として、改正法案724条2項の起算点は「不法行為の時」とされており、これまでの起算点についての議論は、そのまま当てはまるのではないか。また、生命・身体侵害に係る損害賠償請求権について、現行民法の724条前段の起算点、および現行民法724条後段に関する起算点と、現行民法の債務不履行に基づく損害賠償請求権に関する起算点の文言は異なっており、また改正法案においても、その文言は異なっているところ、その内容は同じであるのか、あるいは異なっているのか、異なっているとして、これをどちら

(1) 最判平元・12・21民集43巻12号2209頁

(2) 潮見佳男『民法（債権関係）改正法案の概要』（金融財政事情研究会、2015年）43頁

かにすり合わせるのか（統合を図るものであるのか）、未だ不明確である。本稿では、これらの問題点について、考察を試みるものである。

二 これまでの判例・学説における現行の起算点の解釈

まず、現在のところの判例・学説の立場をまとめておきたい。

1 現行民法724条前段の期間の起算点

現行民法724条前段の起算点は、「被害者または法定代理人が損害及び加害者を知った時」とされている。現行民法166条1項の「権利を行使することができる時」ではなく、被害者が「知った（認識）」という主観的時点を起算点とするものである。

一般に、「損害及び加害者」を「知った時」という文言からすれば、被害者が実際に損害及び加害者を認識した時を起算点と解しうる。しかし、被害者の主観的な認識時のみを基準とすると、被害者が不注意で「知らなかった」場合にも時効は進行しないこととなり、適切でないとも考えられる。

そこで学説には、①条文通り、個別の被害者が、損害及び加害者を現実(3)に認識することを必要とする説、②原則としては、損害及び加害者の現実の認識を必要とするが、例外として被害者が別段の労力・費用を要せずに損害を確知できるような場合には、時効が進行するという説（重過失により損害を知らなかった場合(4)）、③現実の認識を要せず、被害者と同様の立場

(3) 澤井裕『テキストブック・事務管理・不当利得・不法行為』[第三版]（有斐閣，2001年）272頁は、提訴可能性の見地からの解釈とする。

(4) 例えば、内池慶四郎『不法行為責任の消滅時効—民法第724条論—』（成文堂，平成5年）132頁には、「被害者の認識は、被害者の現実の認識であることを要し、すでに生じた損害のみならず、なされた不法行為から将来生ずるべき損害の予見までも含むが、単なる危惧憶測ではならず、かつ注意すれば知り得たような場合すなわち過失不知を含まないと、一般に解されている」としながら、この原則を例外なく適用すると、加害者にとって苛酷な結果を生ずることがあり、原則の具体的適用に際しては、信義則による調整を必要とする、すなわち被害者に実際の認識が欠

にある一般人ならば認識するであろう事実があればよいとする説がある。⁽⁵⁾

②の立場が、重過失により認識していない場合に、時効の進行を認めるのに対し、③の立場は、それを過失ある場合にまで広げるものである。

①は現在の判例・通説である。724条前段の文言上は「損害および加害者を知った時」であるが、不法行為の被害者が損害賠償を請求するためには、「損害および加害者」という不法行為を基礎づける事実だけではなく、加害行為が不法行為であることの認識が必要であると解されている。⁽⁶⁾ 認識の程度については、「損害」も「加害者」も、現実に認識することが必要であるとする。例えば、「損害」については、報道による名誉毀損の事例で、被害者がその報道に接することなく、損害の発生をその発生時において現実に認識していなかった場合に、「被害者が、損害の発生を現実に認識していない場合には、被害者が加害者に対して損害賠償請求に及ぶことを期待することができないが、このような場合にまで、被害者が損害の発生を容易に認識し得ることを理由に消滅時効の進行を認めることにすると、被害者は、自己に対する不法行為が存在する可能性のあることを知った時点において、自己の権利を消滅させないために、損害の発生の有無を調査せざるを得なくなるが、不法行為によって損害を被った者に対し、このような負担を課することは不当である。他方、損害の発生や加害者を現実に認識していれば、消滅時効の進行を認めても、被害者の権利を不当に侵害することにはならない。」と述べて、被害者による「現実の認識」が必要とされている。⁽⁷⁾ また、「加害者」の認識については、単に人物そのものを知っただけではなく、「加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況

けているとしても、「別段の労力・費用を要せずに損害や加害者を容易に確定できるような場合には、被害者に不知の主張を許すことは公平ではない」と述べられている。

(5) 四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為(下巻)』(青林書院, 昭和60年) 647頁、潮見佳男『不法行為法』[初版](信山社, 1999年) 291頁など。

(6) 最判 S42・11・30 裁判集民事89号279頁など

(7) 最判 H14・1・29 民集56巻1号218頁〔ロス疑惑報道事件〕

の下に、その可能な程度にこれを知った時を意味する」、すなわち、「被害者が不法行為の当時加害者の住所氏名を的確に知らず、しかも当時の状況においてこれに対する賠償請求権を行使することが事実上不可能な場合においては、その状況が止み、被害者が加害者の住所氏名を確認したとき、初めて「加害者ヲ知りタル時」にあたるものというべきである」とされ⁽⁸⁾る。一見すると、「損害」と「加害者」とで、認識の程度に差があるかのように見えるが、「不法行為の被害者が損害賠償を請求するため」という目的を考えるならば、「損害」は被害者自身に生じるものであり、被害者自身が認識すれば損害賠償請求可能であるのに対し、「加害者」は、単にその人物を知覚しただけでは損害賠償請求はできず、その住所氏名を「現実に認識」して初めて損害賠償請求をすることが可能となるものである。したがって、いずれについても「損害賠償を請求するための事実（損害と加害者）を、被害者が現実に認識する」ということである。⁽⁹⁾

②の立場については、2002年1月施行の改正ドイツ民法典における時効⁽¹⁰⁾の起算点制度を参考に、これは日本法における民法724条前段の起算点解釈にあたって参考に値する、すなわち、権利者が明白で、苦勞することなく得られ、費用もかからない認識可能性を利用しない場合に、時効がいつまでも進行しないと解すことは、やはり問題であり、重過失ある不知を現実の認識と同視するという基本姿勢は説得力のあるものとして、民法

(8) 最判 S48・11・16 民集27卷10号1374頁〔ロシア人拷問事件判決〕

(9) 内池・前掲注4 305頁以下など参照

(10) 松本克美『続・時効と正義—消滅時効・除斥期間論の新たな展開』（日本評論社、2012年）47頁以下は、改正ドイツ民法典の起算点制度は、「権利行使の現実の可能性を被害者が知らなければ権利行使ができず、権利行使ができないうちに時効は進行すべきではないという被害者の権利への配慮と同時に、他方で、時効制度が加害者を法的不安定な地位から解放する面を持つことと、被害者の現実の主観的認識を加害者側で証明することの困難という問題を調整するために、原則として現実の認識が必要だが、被害者に重大な過失があつて自らの権利を基礎づける事情を知らなかった場合には、時効が進行しても仕方がないという価値判断を含んでいる」と述べる。

724条前段の「知った時」には、「重過失ある不知」も含まれると述べるものがある。⁽¹¹⁾

③の立場については、その根拠として、a) 不法行為であることを「知りたる」ことを証明することは困難であるため、なんらかの形で擬制的認識を認めなければならないところ、その認識を擬制する際の基準としては、ことが法規範の認識に関することであるから、建前としては通常人を基準とせざるをえないこと、⁽¹²⁾あるいはb) 消滅時効全般に妥当する議論として、消滅時効の起算点につき、債権者の職業・地位・教育などから、権利を行使することを債権者に期待ないし要求できる時期ととらえる立場や、それを受けた判例の傾向を支持する立場から、724条前段についても、被害者の権利行使の「期待可能性」を重視し、現実の認識がない場合でも、被害者が特別の努力をしなくても知ることが可能であったときから時効が進行を始めるとすべきであるという。⁽¹⁴⁾

(11) 松本・前掲注10 47頁以下参照

(12) 四宮・前掲注5 647頁、なお、不法行為の性格によっては、通常人に、その違法性を認識して損害賠償を請求することを期待するのが無理な場合も少なくなく、このような場合には、「時効の進行が開始するには、確定判決その他明確な判断材料の与えられることが必要である」という(同647～648頁)。また、通常人(一般人)を基準とすることについては、例えば森島昭夫『不法行為法講義』(有斐閣、1987年)441頁は、「被害者と同様の立場にある者がそれほど努力しなくても認識するであろうという場合を基準として「知りたる」かどうかを判断すべきである」とする。

(13) 潮見・前掲注5 286～287頁は、最判S48・11・16 民集27巻10号1374頁〔ロシア人拷問事件判決〕における「加害者を知りたる時」の解釈について、最大判S45・7・15民集24巻7号771頁(弁済供託における供託金取戻請求権の消滅時効)についての、「一般の消滅時効に関する民法166条1項の解釈として、権利を行使することを得るとは、単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけではなく、権利の性質上、その権利行使が現実に期待できるものであることを要する」との判断が踏襲され、「損害を知りたる時」の解釈についても、最判S46・7・23民集25巻5号805頁(離婚の際の有責配偶者に対する慰謝料請求権の消滅時効)において、同様の衡量がなされていると述べる。

(14) 潮見・前掲注5 291頁参照

2 現行民法724条後段の起算点

現行民法724条後段の起算点は、「不法行為の時」という客観的時点を起算点とするものである。したがって、被害者が損害の発生または加害者を認識するという、被害者側の主観にかかわらず、不法行為という事実から起算される。

問題は「不法行為の時」というのが、加害行為が事実上なされたとき（原因行為時説）であるのか、損害が現実化した時点（損害発生時説）とするのかである。この点は特に、遅発性・進行性の疾患、蓄積損害において問題となる。即時に損害が発生するタイプの加害行為の場合、加害行為と損害の発生とはほぼ同時であるため、起算点のズレはない。しかし、遅発性・進行性の疾患、蓄積損害においては、原因行為時と損害発生時の間に差があるため、原因行為時説をとる場合には、損害が発生する前（あるいは確定する前）に、期間のみが進行し、場合によっては、損害発生前に現行民法724条後段の期間が経過して損害賠償請求権が消滅することにもなる。

「不法行為の時」の解釈については、例えば、いわゆる「筑豊じん肺訴訟」⁽¹⁵⁾において、「①民法724条後段所定の除斥期間の起算点は、『不法行為ノ時』と規定されており、加害行為が行われた時に損害が発生する不法行為の場合には、加害行為の時がその起算点となると考えられる。しかし、……②当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解すべきである。なぜなら、このような場合に損害の発生を待たずに除斥期間の進行を認めることは、被害者にとって著しく酷であるし、また、加害者としても、自己の行為により生じ得る損害の性質からみて、相当の期間が経過した後に被害者が現れて、損害賠償の請求を受けることを予期すべきであると考えられるからである。（①②の数字の添付は筆者による）」として、損害発生時を除斥期間の起算点としたことをどのようにとらえるか、という点に現れてく

(15) 最判 H16・4・27 民集58巻4号1032

る。原因行為時説の立場では、じん肺訴訟判決の①の部分、現行民法724条後段の期間の起算点における原則、②の部分⁽¹⁶⁾を例外ととらえる。これに対し、損害発生時説の立場によれば、現行民法724条後段の期間の起算点は、単に加害行為がなされた(原因行為があった)だけではなく、損害が発生した時⁽¹⁷⁾であって、じん肺訴訟判決は、この立場に立ったものであるとする。

ただし、原因行為時説においても、蓄積損害型や遅発性損害型の場合に損害発生時を起算点とすることについては、強く否定するものではなく、被害者保護の観点から妥当性を認めてはいる。しかし、本来の現行民法724条後段の期間の起算点として前提とされている場面が、加害行為と同時に損害が発生する場合であることや、規定の趣旨、文言からすれば、やはり起算点⁽¹⁸⁾は加害行為の時点を原則とすべきであるとする。

これに対して損害発生時説は、原因行為時を起算点とすると、損害が未発生の場合にも期間が経過してしまうこととなり、場合によっては損害が発生する前に除斥期間が完成することとなり、妥当ではないこと、そもそ

(16) 例えば、金山直樹『時効法の現状と改正の必要性』NBL887号42頁以下は、「最高裁は「不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部または一部が発生した時が除斥期間の起算点となる」という補正ルールを導入した」と述べる。同『民法724条後段の定める除斥期間の柔軟化とその限界』法学研究(慶應大学)88巻1号(2015年)58頁以下なども参照、また、石松勉『民法724条後段における20年の除斥期間の起算点に関する一考察—ハンセン病訴訟熊本地裁判決および筑豊じん肺訴訟最高裁判決を機縁として—』香川法学25巻1・2合併号91頁以下(2005年)なども、原則として加害行為時、例外的に損害発生時を起算点にとる見解が妥当であるとする。

(17) 松本克美『民法724条後段の20年期間の起算点と損害の発生』立命館法学357・358合併号243頁以下

(18) 例えば、石松・前掲注16 90頁以下は、724条後段の制度趣旨を指摘している。また、金山・前掲注16 42頁は、724条後段が「損害即発型」の事態を前提としていること、じん肺訴訟において補正ルールを導入した結果、法文にある「行為の時」との乖離が著しくなったと指摘し、条文と現実の適合性を回復しなければならないとして、時効法の改正を提言している。

も、不法行為の成立要件が充たされて不法行為債権が成立することになるのに、権利が成立していない間（すなわち行使できない間）に除斥期間を起算するのは妥当ではないとして、損害発生時を起算点と考えるものである⁽¹⁹⁾。

3 債務不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算点

今回の改正法案においては、167条と724条の2において、生命・身体侵害による損害賠償請求権について、不法行為および債務不履行の場合の特則を設け、統一化を図るものである。そこで、現行民法の債務不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効起算点（現行民法166条1項）について、確認しておく。

現行民法166条1項においては、消滅時効期間一般の起算点として「権利を行使することができる時から進行する」と規定されている。本条にいう「権利を行使することができる時」とは、権利を行使することに対する法律上の障害がなくなった時のことであり、事実的障害についてはこれに含まないものとするのが判例・通説の立場である⁽²⁰⁾。

しかし、近時は事実上の障害もある程度考慮し、権利行使の現実的期待

(19) 例えば、内池・前掲注4は、「20年期間について一般時効の適用を予定していた趣旨は明らかであり、請求権成立前の時効進行という背理を犯してまで賠償義務者の有利に時効起算点を短縮すべき必要も認められないから、解釈論として損害の原因たる行為を不法行為成立要件から切断して起算点とする原理的意味は薄弱であり、……ここに起算点たる「不法行為」とは、損害発生を含む全要件すなわち賠償請求権の成立を意味するものと、解すべきであろう」（53頁～54頁）とし、また、306頁以下で、3年の時効の起算点が、被害者の権利行使を期待するに足る、被害者と不法行為との物的・人的な具体的関わり合いとして意味を持つものとし、20年の起算点としての「不法行為ノ時」もまた、なんらかの意味で被害者の権利行使の可能性と結びつくものとして理解することが自然であるとし、「権利行使の可能性に結び付いた『不法行為ノ時』すなわち損害賠償請求権を基礎づけるべき『不法行為ノ時』が、その起算点として措定されていると見るべき」とする。また、平野裕之『民法総合6 不法行為法〔第3版〕』（信山社、2013年）498頁、潮見・前掲注5 299頁 松本・前掲注17 243頁以下など参照

(20) 大判 S12・9・17民集16卷1435頁など。

可能性を要求するようになってきているとの指摘がある⁽²¹⁾。また、判例においても、権利行使期待可能性を考慮する判決がいくつか出されている⁽²²⁾。これらの最高裁判決に共通してみられる考え方は現行民法166条1項の「権利を行使することができる時」について、具体的な事案に即して、形式的な論理のみを適用すると実質的に不合理な結果を生じるような場合には、権利行使の現実的期待可能性を視野に入れつつ、消滅時効の起算点についても柔軟に解釈して、具体的に妥当な解決を図ろうとするものである⁽²³⁾と言えよう。

また、債務不履行に基づく損害賠償請求権は、本来の履行請求権が同一性を維持しつつ姿を変えたものであるとして、その消滅時効の起算点については、本来の債務の履行を請求できる時とされる。しかし、安全配慮義務違反による損害賠償請求権の消滅時効起算点については、安全配慮義務について履行請求権を観念することへの疑問及び損害賠償請求権成立以前の段階でその消滅時効を進行させることの問題性などが考慮され、この場合の損害賠償請求権は、損害が発生した時に成立し、同時にその権利の行使が可能となる⁽²⁴⁾として、損害発生時から時効が進行するとされる⁽²⁵⁾。

(21) 平野裕之『民法総則〔第3版〕』（日本評論社，2011年）565頁以下および、該当箇所に指摘の各文献参照。

(22) 最大判S45・7・15民集24巻7号771頁（弁済供託における供託金取戻請求権の消滅時効）、最判H8・3・5民集50巻3号383頁（自賠責保険金の請求権の消滅時効）、最判H15・12・11民集57巻11号2196頁（生命保険契約に係る死亡保険金請求権の消滅時効）。もっとも、最大判S45判決について、事例の特殊性を指摘するものもある（山本敬三『民法講義Ⅰ総則〔第三版〕』（有斐閣，2011年）563頁注6参照）。

(23) その後の東京高判H18・10・12判時1978号17頁，判タ1252号264頁（新生児取り違えを理由とする債務不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効）において、その損害が顕在化して初めて権利行使を期待することが可能となるものと解することは、上記最高裁判例（前掲注22参照）の考え方に沿うであろう。ただし、本件においては、不法行為に基づく損害賠償請求権について、20年の除斥期間が成立したとしている（起算点を加害行為時としている）。

(24) 新美育文『安全配慮義務違反による損害賠償請求権の消滅時効起算点』法律時報55巻9号144頁以下、新美育文『じん肺防止の安全配慮義務不履行による損害賠償請求権の消滅時効の起算点』私法判例リマークス1995下33頁など参照。

三 改正法案における長期消滅時効の起算点の検討

——債務不履行に基づく損害賠償請求権との関係を中心に——

ここまで、現在の不法行為および債務不履行に基づく損害賠償請求権にかかる消滅時効及び除斥期間の起算点の解釈を概観した。では、今回の改正法案においては、これらの起算点については、どのように規定されているのであろうか。改めて、条文を確認しておきたい。

現行民法条文

第166条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

2 (略)

第724条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過した時も、同様とする。

中間試案

第7, 2 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

【甲案】「権利を行使することができる時」（民法第166条第1項）という起算点を維持した上で、10年間（同法第167条第1項）という時効期間を5年間に改めるものとする。

【乙案】「権利を行使することができる時」（民法第166条第1項）という起算点から10年間（同法第167条第1項）という時効期間を維持した上で、「債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時（債権者が権利を行使

(25) 最判 H16・4・27裁判集民事214号119頁、山本・前掲注22 570頁など参照。

することができる時より前に債権発生の原因及び債務者を知っていたときは、権利を行使することができる時」という起算点から[3年間／4年間／5年間]という時効期間を新たに設け、いずれかの時効期間が満了した時に消滅時効が完成するものとする。

(注)【甲案】と同様に「権利を行使することができる時」(民法第166条第1項)という起算点を維持するとともに、10年間(同法166条第1項)という時効期間も維持した上で、事情者間の契約に基づく債権については5年間、消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権については3年間の時効期間を新たに設けるという考え方がある。

第7, 4 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効(民法第724条関係)

民法第724条の規律を改め、不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、時効によって消滅するものとする。

(1) 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき

(2) 不法行為の時から20年間行使しないとき

第7, 5 生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効

生命・身体[又はこれらに類するもの]の侵害による損害賠償請求権の消滅時効については、前記2における債権の消滅時効における原則的な時効期間に応じて、それよりも長期の時効期間を設けるものとする。

(注) このような特則を設けないという考え方がある。

改正法案 条文

第166条

(1) 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

1 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年

間行使しないとき。

2 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。

(2) 略

(3) 略

第167条

人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第1項第2号の規定の適用については、同号中「10年間」とあるのは、「20年間」とする。

第724条

不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

1 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。

2 不法行為の時から20年間行使しないとき。

第724条の2

人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第1号の規定の適用については、同号中「3年間」とあるのは、「5年間」とする。

1 改正法案の説明(中間試案)

まず、改正民法724条の文言については、その起算点について変更はない。なお、期間の性質については、2号の20年の期間について、消滅時効であることが明確にされた。

これに対して、改正民法166条は、改正法案724条と同様の二重期間規定とし、1項1号の短期消滅時効の起算点を「権利行使可能を知った時」と債権者の主観にかからしめる主観的起算点を採用し、1項2号の長期消滅時効について、その起算点を「権利行使可能時」という客観的起算点を採用している。2号の「権利を行使することができる時」とは、現行民法のもとでの債権の消滅時効に関する規律(現行民法166条1項・167条1項)と同じであるとし、依然としてこの時点が、法律上の障害がなくなった時とするのか、権利行使が事実上期待可能となった時とするのかは、解釈にゆだねられているとされている⁽²⁶⁾。

改正法案において新設された条文として、167条及び724条の2がある。これらは、人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権についての規定である。生命・身体という法益の重要性を考慮して、その損害賠償請求権について、それが不法行為によるものであるか、債務不履行〔安全配慮義務・保護義務違反〕によるものであるかを問わず、時効期間を長期化したものである。これによって、いずれの損害賠償請求権の消滅時効も、主観的起算点から5年、客観的起算点から20年で統一されるとし、さらに、起算点についての表現は異なるものの、実質的には同じ時点となるであろう⁽²⁷⁾ことが前提とされているとする。

今回の問題意識としては、現行民法の各期間の起算点の解釈について、改正法案のもとで統一的に解すべきかどうか、特に、現行民法724条後段の期間の起算点について、原因行為時説も損害発生時説も、結論は同じになる(原因行為時説が蓄積損害等について修正を行うため)が、債務不履行

(26) 潮見・前掲注2 42頁

(27) 潮見・前掲注2 43頁以下

に基づく損害賠償請求権に係る消滅時効の起算点の解釈、特に生命・身体に対する侵害による消滅時効の起算点を考えた時に、どちらがより妥当であるか、ということである。以下、この視点から検討する。

改正民法166条にこれまでとは異なる「主観的起算点」を置くことについて、法制審議会においては、当初、現行民法166条1項の文言を維持することも考えられていた⁽²⁸⁾（民法（債権関係）の改正に関する中間試案（以下、「中間試案」とする）7、2 甲案および別案）。この場合には、現行法の下で、権利行使に法律上の障害がなくなった時を基本としつつも、具体的事案における権利行使の現実的な期待可能性を考慮に入れて判断されていると解されているところ、この解釈が維持されることを想定していた⁽²⁹⁾。また、乙案においては二重期間規定および主観的起算点が採用されている。その趣旨は、契約に基づく一般的な債権な債権については、その発生時（契約時）に債権者が債権発生の原因及び債務者を認識しているのが通常であることから、基本的に現状と同じく「権利を行使することができる時」から、[3年間／4年間／5年間]という時効期間が適用されることとなり、廃止される職業別の短期消滅時効制度の適用を受けている債権については、[3年間／4年間／5年間]の短期の時効期間となり、時効期間の大幅な長期化を回避することができるためであるとしている⁽³⁰⁾。また、乙案を採れば、消滅時効の枠組みが不法行為に基づく損害賠償請求権に関する民法第724条と同様のものとなり、不法行為債権をも含めて債権の消滅時効に関する規律を単純化・統一化することが可能となるというメリットもあるとする⁽³¹⁾。

(28) 民法（債権関係）部会資料63 2頁以下

(29) 民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明70頁

(30) 部会資料63 4頁以下、中間試案の補足説明72頁以下

(31) 部会資料63 5頁、中間試案の補足説明72頁以下。ただし、主観的起算点の導入により、起算点をめぐる紛争が増加したり、時効期間の満了時期が不明確となり、時効の管理が困難となるなどの懸念や、「権利を行使することができる時から」という起算点の解釈が現行法上の解釈よりも客観化し、柔軟な解釈がされなくなる恐れがあることなどの問題点も指摘されている。

また、中間試案7, 4について、原則的な時効期間と起算点の見直しの議論との関係で、消滅時効制度の単純化・統一化を図るかどうかを検討されている。⁽³²⁾ 現行制度においては、一般の債権と不法行為による損害賠償請求権とで時効の期間と起算点の枠組みが異なっており、請求権が競合した場合には、いずれの法律構成を採るかによって消滅時効の期間が異なり得るがこれは不合理であるとの指摘なされていることが、7, 2において乙案の有力な論拠の一つともなっている。そのため、乙案を採る場合には、一般の債権と不法行為による損害賠償請求権とで時効期間と起算点の枠組みが概ね共通のものとなし、民法724条を削除することも視野に入れたものとなっている。⁽³³⁾ なお、統一が困難であるとして民法724条を維持する場合には、乙案の「権利を行使することができる時」という起算点と、同条後段の「不法行為の時から」という起算点とで差異が生じうるのかについても検討する必要があるとの指摘がある。⁽³⁴⁾

次に、生命・身体についての特則であるが、このような特則を設ける趣旨は、生命・身体等の侵害の場合、被害者である債権者は、時効完成の阻止に向けた措置を採ることが困難な状態に陥ることや、重要な法益についての深刻な被害については保護の必要性が高いことから、債権者に十分な権利行使の機会を保障する点にあると述べられている。⁽³⁵⁾ 特に長期の時効期間について、一般の債権をも特則の対象とする場合には、原則的な時効期間と起算点に関する議論の結果によって規律は異なり得るとする。

7, 2において乙案を採用することを前提とした場合には、民法724条との統合まで行うときはもとより、同条との統合までは行わないときであっても、一般の債権と不法行為に基づく損害賠償債権とで消滅時効の起算点と時効期間の枠組みが共通のものとなる。そこで、特則における時効期

(32) 部会資料63 7頁以下、中間試案の補足説明76頁

(33) 部会資料63 7頁以下、中間試案の補足説明76頁

(34) 部会資料63 8頁

(35) 部会資料63 9頁

間は、不法行為に基づく損害賠償請求権と同様に、「債権の原因及び債務者を知った時（債権者が権利を行使することができる時より前に債権発生の原因の及び債務者を知っていたときは、権利を行使することができる時）」から起算することとなる。⁽³⁶⁾

甲案又は別案を採用した場合には、一般の債権と不法行為に基づく損害賠償請求権とで消滅時効の起算点と時効期間の枠組みが異なることから、両者についてそれぞれ特則の時効期間を検討せざるを得ない。このため、それぞれの特則の間のバランスをどのように考えるかが問題となるが、一応の案として、一般の債権については、「権利を行使することができる時」という起算点から〔20年間／30年間〕とすることが考えられると述べられている。⁽³⁷⁾

2 その後の起算点についての検討（部会資料69A・78A）

その後の、消滅時効の起算点にかかわる検討内容としては、主として、新設された166条1項1号の主観的起算点の解釈が中心となり、改正法案724条については期間の性質について、改正法案724条の2については期間の長さが議論の中心となっている。

改正法案166条1項1号（中間試案7，2）において主観的起算点が導入されることにより、「権利を行使することができること……を知った」とは⁽³⁸⁾どう解釈すべきか、明確にすべきであるとして検討されている。そこでは、「権利を行使することができることを知った」というためには、「権利を行使することができる時」（改正法案166条第1項）が到来したことを認識する必要があると考えられ、その具体的な認識の対象については、改正法案724条前段の「損害…を知った時」の解釈が参考になるとされている。そして、現行民法724条前段にかかわる判例の解釈を前提とすれば、「権利

(36) 部会資料63 10頁参照

(37) 部会資料63 10頁参照

(38) 以下部会資料78A 6頁以下参照

を行使することができること……を知った時」とは、債権者が当該債権の発生と履行期の到来を現実に認識した時をいうと考えられるとする。すなわち、当該債権の発生を基礎づける事実を現実に認識する必要があるが、当該債権の法的評価（例えば、債務不履行に基づく損害賠償請求権であれば、債務不履行の要件を充足すること）については、一般人の判断を基準として決すべきであると考えられると述べる。

本稿に関連する範囲で具体的に検討されたものとしては、契約に基づく債務の不履行による損害賠償請求権と雇用契約上の安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権がある。

契約に基づく債務の不履行による損害賠償請求権における「権利を行使することができる時」とは、現行民法166条1項の判例解釈を引き継ぎ、本来の債務の履行を請求しうるときをいうとする⁽³⁹⁾。この解釈は、債務不履行に基づく損害賠償請求権に妥当するものであることから、債務不履行に基づく損害賠償請求権であっても、本来の債務とは異なる債務の不履行に基づく損害賠償請求権（例えば、付随義務違反など）については妥当しないと考えられている。

また、雇用関係の安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権については、現状では現行民法167条1項の10年の消滅時効が適用されると解されているところ、主観的起算点が導入された場合に、債権者が具体的にどのような事実を認識した時点から起算されるのかが問題となるが、この点についても、安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求において現行民法724条前段の「損害及び加害者を知った時」の解釈が問題となった事案が参考となるとする。これら事案においては、債権者が「損害及び加害者を知った」⁽⁴⁰⁾時期について、損害賠償請求をすることが可能な程度の認識があったか否かが債権者の具体的な事情に即して判断されており、必ずしも債権者が客観的な損害の発生という事実を知った時であると判断されているわけ

(39) 以下、部会資料78A 8頁以下参照

(40) 以下、部会資料78A 10頁以下参照

ではないが、これは単に損害の発生という事実を知ったのみでは、一般人にとって不法行為に該当するかどうかの判断が困難な場合がありうることを考慮したものであると考えられるとする。そうすると、債務不履行に基づく損害賠償の請求を行う場合においても、主観的起算点は、債務不履行に該当するか否かの判断が可能な程度に事実を知ったといえるか、当該事案における債権者の具体的な権利行使の可能性を考慮して判断されるものと考えられるとしている。

なお、客観的起算点については両部会資料には特に言及はないが、改正法案167条と改正法案724条2項についての一部の解説において、いずれの損害賠償請求権の消滅時効も、主観的起算点から5年、客観的起算点から20年で統一されるとし、不法行為と債務不履行とで各規定の主観的起算点・客観的起算点の表現は異なるものの、実質的には同じ時点となるであろうことが前提とされている、と述べるものがある⁽⁴¹⁾。また、一般の債権について主観的起算点を導入することとした場合には、一般の債権と不法行為による損害賠償請求権とで時効期間と起算点の枠組みがおおむね共通のものとなることから、不法行為による損害賠償請求権をも含めて時効期間の単純化・統一化を図り、その結果として民法724条を削除することも検討課題となると述べているところに、その意図が読み取れようか⁽⁴²⁾。

四 検討及びまとめ

一般の債権の消滅時効については、最終的な法案では、中間試案7、2の乙案が採用されることとなった。また、改正法案167条および724条の2において、人の生命・身体への侵害による損害賠償請求権については、短期消滅時効・長期消滅時効の期間について統一化が図られた。また、両規定においては、特別の起算点の規定はなく、それぞれ改正法案166条1項2

(41) 潮見・前掲注2 44頁

(42) 部会資料69A 11頁

号および改正法案724条1項の起算点を用いることとなる。

改正法案166条が主観的起算点・および二重期間規定(短期消滅時効)を採用した主な目的は、廃止される職業別の短期消滅時効制度の適用を受けている債権については、5年間の短期の時効期間となり、時効期間の大幅な長期化を回避することができるためであるとしている。⁽⁴³⁾この場合においては、契約に基づく一般的な債権については、その発生時(契約時)に債権者が債権発生の原因及び債務者を認識しているのが通常であることから、基本的に現行民法166条1項と同じく「権利を行使することができる時」から、5年間という時効期間が適用されることとなる。したがって、改正法案166条1項の起算点については、現行民法166条の解釈を維持しているように考えられる。

しかし、改正法案167条及び724条の2において、人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権について、期間の統一が図られているところ、起算点については、改正法案167条については改正法案166条、改正法案724条の2については、改正法案724条の起算点が適用されることとなる。このうち、短期消滅時効にかかる主観的起算点は、先に述べたように、現行民法724条の主観的起算点の解釈が採用されることが予定されている。

またそうであるとするならば、長期の消滅時効起算点についても、少なくとも生命・身体の侵害による損害賠償請求権については同一と扱うべきところ、「権利を行使することができる時」と「不法行為の時」という文言の違いをどのように解すべきであろうか。

これについては、改正法案167条と724条の2の内容・関係を考えたとき、現行民法724条後段の「不法行為の時」の解釈についての議論がそのまま当てはまることになろう(原因故意時説と損害発生時説との対立)。そして、債務不履行に基づく損害賠償請求権との統一(ないしはバランス)を考えるならば、不法行為においても損害賠償請求権が発生していなければならぬと考える。すなわち、損害が未発生の場合にも期間が経過して

(43) 部会資料63 4頁以下、中間試案の補足説明72頁以下

しまう、場合によっては損害が発生する前に消滅時効が完成することは、妥当ではないこと、そもそも、不法行為の成立要件が充たされて不法行為債権が成立することになるのに、権利が成立していない間（すなわち行使できない間）に時効が進行するのは妥当ではない⁽⁴⁴⁾。損害発生時説を採用すべきであろう。

なお、特に債務不履行に基づく損害賠償請求権につき、改正法案166条の「権利を行使することができる時」の解釈として、二つの場面があることを認識しなければならない。一つは、本来の債務が同一性を維持しつつ形を変えたものである場合、もう一つは、安全配慮義務違反による損害賠償請求権である。特に、安全配慮義務違反による損害賠償請求権については、安全配慮義務が付随義務ではなく、本来の債務の内容である場合もある。いずれにせよ、安全配慮義務違反による損害賠償請求権については、改正法案167条が問題となるところ、改正法案167条にかかわる損害賠償請求権については、それが本来の債務の不履行によるものであったとしても、その起算点は改正法案724条2号と同一に扱わなければならないであろう。

最後に検討すべきは、特に生命・身体の侵害にかかる損害賠償請求権が発生した場合に、権利の行使につき事実上の障害がある場合、例えば、犯

(44) 例えば、内池・前掲注4は、「20年期間について一般時効の適用を予定していた趣旨は明らかであり、請求権成立前の時効進行という背理を犯してまで賠償義務者の有利に時効起算点を短縮すべき必要も認められないから、解釈論として損害の原因たる行為を不法行為成立要件から切断して起算点とする原理的意味は薄弱であり、……ここに起算点たる「不法行為」とは、損害発生を含む全要件すなわち賠償請求権の成立を意味するものと、解すべきであろう」（53頁～54頁）とし、また、306頁以下で、3年の時効の起算点が、被害者の権利行使を期待するに足る、被害者と不法行為との物的・人的な具体的関わり合いとして意味を持つものとし、20年の起算点としての「不法行為ノ時」もまた、なんらかの意味で被害者の権利行使の可能性と結びつくものとして理解することが自然であるとし、「権利行使の可能性に結び付いた『不法行為ノ時』すなわち損害賠償請求権を基礎づけるべき『不法行為ノ時』が、その起算点として措定されていると見るべき」とする。また、平野・前掲注19 498頁、潮見・前掲注5 299頁 松本・前掲注17 243頁以下など参照

罪がすでに発生したが隠ぺいされていたときや、幼児に対する性犯罪のように、被害者本人による請求が事実上望めないような場合に、時効の進行を認めるかである。ここにあげた事件は、いずれもすでに損害は発生しているが、損害賠償の請求をなすについて、事実上の障害がある場合と言えよう。改正法案166条との統一(ないしはバランス)を考えるのであれば、この場合に、現行民法166条1項の解釈として、近時は事実上の障害もある程度考慮し、権利行使の現実的期待可能性を要求するようになっていること、また、判例においても、権利行使期待可能性を考慮する判決がいくつか出されている⁽⁴⁶⁾ことを考慮することも考えられよう。ただし、現行民法166条1項で考慮されている事実上の障害と、生命・身体侵害にかかる損害賠償請求における事実上の障害とを、同列に扱うことができるか? 今後の検討課題である。あるいは、このような場合には加害者側からの消滅時効の援用について、権利の濫用ないし信義則による制限により対処すべきであろうか。あるいは、立法による対応も考えられる⁽⁴⁸⁾。今後の、債権一般と不法行為に基づく損害賠償請求権の時効規定の統一とともに、検討課題としたい。

(45) 最判 H21・4・28民集63巻4号853頁(殺人事件隠蔽事件)、最判 H27・7・8判例集未搭載(幼児に対する性犯罪)、東京高裁 H18・10・12判時1978号17頁、判タ1252号264頁(新生児取り違え事件)など。

(46) 平野・前掲注21 565頁以下および、該当個所に指摘の各文献参照。

(47) 最大判 S45・7・15民集24巻7号771頁(弁済供託における供託金取戻請求権の消滅時効)、最判 H8・3・5民集50巻3号383頁(自賠責保険金の請求権の消滅時効)、最判 H15・12・11民集57巻11号2196頁(生命保険契約に係る死亡保険金請求権の消滅時効)。

(48) 性的虐待に特化した時効停止規定の創設について、久須本かおり『民法724条後段の適用制限・再考—カネミ油症訴訟ならびに幼少期の性的虐待を原因とするPTSD訴訟を契機として—』愛知大学法学部法経論集197号67頁など参照